

○白井市企業立地促進条例

平成18年3月22日

条例第2号

改正 平成23年3月29日条例第7号

平成24年6月29日条例第14号

平成28年3月25日条例第13号

令和2年12月23日条例第27号

(目的)

第1条 この条例は、本市における企業の立地を促進するため、必要な奨励措置を講じ、産業の振興及び雇用の創出を図り、もって市勢の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 促進地域 市内の市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の規定による市街化区域をいう。）内の地域をいう。
- (2) 対象施設 工場、研究所その他事業所をいう。
- (3) 工場 物の生産又は加工を行う施設で、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準として定める日本標準産業分類（以下「産業分類」という。）による大分類Eの製造業の用に供するものをいう。
- (4) 研究所 学術的研究、試験、開発研究等を行う施設で、産業分類による中分類71の学術・開発研究機関の用に供するものをいう。
- (5) その他事業所 産業分類による事業の用に供する施設をいう。ただし、次に掲げる施設を除く。
  - ア 不動産賃貸施設
  - イ 飲食施設（産業分類による中分類76の飲食店及び中分類77の持ち帰り・配達飲食サービス業に分類される事業所をいう。）
  - ウ 娯楽施設（産業分類による中分類80の娯楽業に分類される事業所をいう。）
  - エ 浴場施設（産業分類による小分類784の一般公衆浴場業及び小分類785のその他の公衆浴場業に分類される事業所をいう。）
  - オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく許可又は届出を要する施設

- (6) 事業者 促進地域において、対象施設を新設し、増設し、又は移転して事業を営む者（対象施設の新設、増設及び移転に要する土地、家屋及び償却資産の取得並びに対象施設の操業を分担し、集団で事業を営む者であって、規則で定めるものを含む。）をいう。
- (7) 新設 市内に対象施設を有しない者が市内に新たに対象施設を設置し、又は市内に対象施設を有する者が既存対象施設と異なる業種の対象施設を市内に新たに設置することをいう。
- (8) 増設 市内に対象施設を有する者が事業拡大のため同一業種の対象施設を市内に設置することをいう。
- (9) 移転 市内の既存対象施設の全部が市内の新たな場所に移転することをいう。
- (10) 投下固定資産額 事業者が対象施設の新設、増設又は移転に要する費用のうち地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する土地、家屋又は償却資産の取得に要する費用（土地の造成、既存建築物の取壊し又は設計に要する費用等を除く。）の額の合計額をいう。
- (11) 常用雇用者 対象施設において雇用される雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者をいう。
- (12) 市民 市内に居住し、かつ、住民基本台帳に記録されている者をいう。
- (13) 障害者 次のいずれかに該当する者をいう。
- ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者
  - イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において、療育手帳の交付を受けた者
  - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- （一部改正〔平成23年条例7号・24年14号〕）

（対象事業者）

第3条 この条例の対象となる事業者（以下「対象事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事業者とする。

- (1) 促進地域に土地を確保した後、3年以内に操業を開始する事業者であって、1億円以上の投下固定資産額を有し、かつ、10人以上の常用雇用者を雇用するもの
- (2) 対象施設の操業を開始した日（以下「操業開始日」という。）の前3箇月から操業開

始日の後3箇月までの間に雇用した市民である常用雇用者（以下「市民常用雇用者」という。）を引き続き12箇月を経過した日において5人以上雇用しているもの  
(奨励措置)

第4条 市長は、前条第1号に該当する対象事業者のうち、次条の規定により指定を受けた者に対し、企業立地奨励金を交付するものとする。

2 市長は、前条第2号に該当する対象事業者のうち、次条の規定により指定を受けた者に対し、雇用促進奨励金を交付するものとする。

(対象事業者の指定)

第5条 企業立地奨励金及び雇用促進奨励金（以下「奨励金」という。）の交付を受けようとする対象事業者は、対象施設を新設し、増設し、又は移転するごとに、規則で定めるところにより、市長の指定を受けなければならない。

(奨励金の交付の決定等)

第6条 前条の規定により指定を受けた対象事業者（以下「指定事業者」という。）が奨励金の交付を受けようとするときは、規則で定めるところにより、奨励金の交付の決定を受けなければならない。

2 指定事業者が、次に掲げる事由に該当するときは、奨励金を交付しない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

(1) 企業立地奨励金にあつては、次条に規定する期間における各年度の年度末までに市税、使用料その他公課（以下「市税等」という。）を完納しないとき。

(2) 雇用促進奨励金にあつては、操業開始日から起算して15箇月を経過する日までに納期が到来する市税等を完納しないとき。

(企業立地奨励金)

第7条 企業立地奨励金の額は、操業開始日後、最初に固定資産税及び都市計画税が賦課される年度から起算して5年間における各年度の固定資産税及び都市計画税に相当する額の2分の1（増設に係るものにあつては、増設された部分に対して課される固定資産税及び都市計画税に相当する額の2分の1）とする。この場合において、その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(一部改正〔平成28年条例13号〕)

(雇用促進奨励金)

第8条 雇用促進奨励金の額は、市民常用雇用者の数に10万円を乗じて得た額とする。ただし、当該常用雇用者が障害者である場合は、当該常用雇用者の数に30万円を乗じて得

た額とする。

2 雇用促進奨励金の交付は、1回限りとする。

(奨励金の交付の時期)

第9条 奨励金の交付の時期は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日以後とする。

(1) 企業立地奨励金 交付対象の期間における各年度の市税等を完納した日

(2) 雇用促進奨励金 操業開始日から起算して15箇月を経過した日

(指定事業者の取消し等)

第10条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、既に交付した奨励金があるときは、その全部又は一部を返還させることができる。

(1) 指定事業者が第3条各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。

(2) 対象施設の操業を廃止し、若しくは3箇月以上休止したとき又は対象施設の操業が廃止若しくは3箇月以上休止の状況にあると認められたとき。

(3) 詐欺その他の不正行為により指定を受けたとき。

(4) その他市長が特に取消しの必要があると認めたとき。

(地位の承継)

第11条 合併、分割、相続その他の理由により指定事業者の事業者としての地位を承継する者は、当該指定事業者としての地位を承継する。

2 前項の規定により指定事業者の地位を承継した者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(報告及び立入検査)

第12条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、指定事業者に対し、対象施設の操業状況その他必要な事項について報告をさせ、又は当該職員に、対象施設に立ち入り、操業状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(失効)

2 この条例は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この条例の失効前にこの条例の規定による指定を受けた事業者については、その時以後も、なおその効力を有する。

(一部改正〔平成23年条例7号・28年13号・令和2年27号〕)

附 則 (平成23年条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年条例第14号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

(白井市企業立地促進条例の一部改正に伴う経過措置)

4 この条例の施行の際現に第4条の規定による改正前の白井市企業立地促進条例第5条の規定により指定を受けているものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成28年条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の白井市企業立地促進条例第5条の規定により指定を受けている者に対する奨励金の交付については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。